

公 告

分任契約担当官
自衛隊阪神病院
会計課長 依田 康宏



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号		
6RW410100470		6RW91A40022 0001		GM711253964		M-T520001		
品名 または 件名								
ビデオスコープ、内視鏡用、上部消化管用、4型の整備 ほか1件								
部品番号 または 規格								
仕様書のとおり（M－T 5 2 0 0 0 1）								
使 用 器 材 名								
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	EA				A	1		
納地または工事場所				引 渡 場 所				
阪神病				衛生資材課				
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期				
衛生資材課				令和8年9月30日（水）				

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

「入札及び契約心得」及び「駐屯地用標準契約書」は、自衛隊阪神病院Webサイトのサブメニューにある【入札・調達情報】のリンク先 (<https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/hosp/fin.html>) 内及び自衛隊阪神病院会計課事務室に掲示する。なお、会計課事務室にて閲覧する場合は、行政機関の休日に関する法律 (昭和63年法律第91号) 第1条第1項に規定する行政機関の休日 (以下「行政機関の休日」という。) を除く日の、08時30分から17時00分までとする。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない

入札日時場所：令和8年8月21日 (金) 11時30分 自衛隊阪神病院厚生棟会議室C

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：グループ別総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

ウ 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者については、競争参加を認めない。

エ 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

オ 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。

カ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。(協力者を含む。)

キ 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。

ク 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

ケ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停

止権者が認めた場合には、この限りでない。

- コ 令和7・8・9年度全省庁統一資格「役務の提供等」D以上の資格を有する者で、競争参加地域「近畿」の資格を有する者であること。

(2) 入札関係資料の配布

入札資料は、下記に示す期間、自衛隊阪神病院会計課窓口においてメール等にて配布する。

令和8年7月30日(木)～令和8年8月20日(木) (土曜日曜祝日を除く0815～1200、1300～1700)

(3) 契約書の作成

ア 契約金額が100万円を超えない時は、作成を省略する場合がある。

イ 駐屯地用標準契約の下記の条項を適用する。

(7) 基本契約条項

役務請負契約条項

(4) 特約条項

a 談合等の不正防止に関する特約条項

b 暴力団排除に関する特約条項

ウ 細部の作成要領については、落札者に対して説明する。

(4) 入札の無効

ア 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札

イ 入札に関する条項に違反した入札

ウ 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

(5) 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

(6) 入札書

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10(軽減税率対象品目については100分の8)に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100(軽減税率対象品目については108分の100)に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 落札の決定方式

ア 落札決定はグループ総額決定とする。

イ 落札決定については予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札したものを落札者とする。

また、落札となるべき同価による入札が2者以上あった場合は、当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し落札者を決定する。再度の入札となった場合は、別途連絡する。

(8) その他

ア 郵便等による入札については、令和8年8月20日(木)17時00分到着分までを有効とする。

なお、事前に郵便入札の申し出を自衛隊阪神病院総務部会計課まで行うとともに、必ず便着の確認をすること。

イ 電報・電話・FAX及び電子データ(メール)による入札は認めない。

ウ 入札に参加を希望する者は、入札参加希望受付時(8月20日(木)12時まで)に、別紙「競争入札受付票」に必要事項を記入し、資格審査分に必要な資格決定通知書の写しを提出すること。(FAX可)

エ 代表者以外での入札については、入札日時に委任状を提出すること。(様式随意)

オ 市価調査等依頼の場合は協力されたい。

カ 押印省略時の措置

入札書及び市価調査等の書類への押印を省略する場合は、責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記入願います。なお、省略した場合には、入札書を除き電子メール等による提出ができるとともに、記載された連絡先には、必要に応じ、当方からご連絡させていただく場合がございます。

キ 入札心得等関係事項を承知の上参加すること。

ク 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

(ア)入札に関する事項

〒666-0024 兵庫県川西市久代4丁目1番50号

自衛隊阪神病院 総務部会計課 担当：角川(すみかわ)

072-782-0001 内線(5052・5053) FAX072-759-7047(直通)

受付票等につきましてはメールアドレス又はFAXをお願いします。

fin-hanshin-hosp-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

(イ)仕様書に関する事項

自衛隊阪神病院 衛生資材課 担当：有時

072-782-0001 内線(5034)

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
医療機器の外注整備		阪神病M-T520001	
		防衛大臣承認	年 月 日
		作 成	令和 7年 3月 3日
		変 更	年 月 日
		作成部隊等名	自衛隊阪神病院

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊阪神病院において実施する医療機器の外注整備について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z500002による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応
共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）（以下“薬機法”という。）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

2 整備に関する要求

2.1 一般的要求事項

a) この整備は、GLT-CG-Z500002の2.1によるほか、薬機法第40条の2で示す医療機器の修理業の許可を受けた者（以下“事業所”という。）もしくは、整備対象品目の製造業者が実施する。

b) サプライチェーン・リスク対応は、GLT-CG-Z000009の2.2による。

2.2 整備の種類

整備の種類は、GLT-CG-Z500002の2.2 b)に示す“修理”とする。

2.3 整備の作業方式

整備の作業方式は、次とし、その適用区分は、調達要領指定書によって指定する。

a) 診断作業方式

b) 整備作業方式

c) 整備診断作業方式

2.4 整備対象品目及び数量

整備対象品目及び数量は、調達要領指定書によって指定する。

2.5 整備要領など

2.5.1 電子器材等を除く整備品

電子器材等を除く整備品は、次による。

- a) 診断作業方式は、表1による。
- b) 整備作業方式は、表2による。
- c) 整備診断作業方式は、表3による。

2.5.2 電子器材等の整備品

電子器材等の整備品は、次による。

- a) 診断作業方式は、表4による。
- b) 整備作業方式は、表5による。
- c) 整備診断作業方式は、表6による。

2.6 修理基準

修理基準は、当該整備品の取扱説明書とし、修理基準表を作成する場合の作成要領は、GLT-CG-Z500002の附属書Dによる。

2.7 整備実施場所

実施場所は、調達要領指定書に指定する場合を除き、“自衛隊阪神病院”とする。

2.8 部品・副資材

部品及び副資材は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.9による。

2.9 交換済部品などの処置

調達要領指定書に指定する場合を除き、契約の相手方で処分する。

2.10 機能・性能

機能及び性能は、医療安全上問題がなく、整備対象品目本来の機能及び性能を満足させなければならない。

2.11 整備作業間の作業中止事項

整備作業間の作業中止事項については、調達要領指定書に指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.14 a)及びc)もしくは、d)による。

3 品質保証

3.1 試験

試験は、修理基準によるほか、GLT-CG-Z000001の3.1による。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、GLT-CG-Z000001の3.2による。

4 出荷条件

出荷条件は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表7とする。

5.2 保証期間

保証期間は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、完成検査合格のときから3か月とする。

5.3 整備実施場所への立入りなど

整備実施場所への立入りなどは、“秘密保全に関する訓令”に基づき適切に対応するほか、調達要領指定書で示す監督官の許可を得ること。

5.4 個人情報の保護

契約の相手方は、整備実施のために知り得た患者の保護すべき個人情報の取扱いに当たっては、“個人情報の保護に関する法律”に基づき適切に取扱う。

5.5 輸送

整備実施のために整備対象品目の輸送が必要な場合は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が担任する。

5.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

表1－診断作業表

区分	工程名	作業内容	注記
診断作業	1 入場点検	当該整備品の外観状態を点検する。	－
	2 分解	当該整備品を診断の可能な状態に分解する。	－
	3 洗浄・清掃	スチーム、圧縮空気、洗油によって洗浄し、付着している泥土、油脂を除去し、清掃する。	－
	4 診断	目視、測定機器、器具によって摩耗、損傷の状態を点検計測し、部品の交換、補充又は修正の可否を判定する。	異常がある場合は、故障部位を特定する。
	5 組立て	当該整備品を元の状態に組立てる。	－
	6 包装等	箇条 4 による。	整備診断明細書を作成・提出する。

表2－整備作業表

区分	工程名	作業内容	注記
整備作業	1 入場点検	当該整備品の外観状態を点検する。	－
	2 分解	承認された整備診断明細書 ^{a)} に基づき、修理可能な状態に分解する。	－
	3 修理	承認された整備診断明細書 ^{a)} に基づき、修理する。	打こん、まくれ、曲がりの軽易な修正作業を含む。
	4 組立て	当該整備品を元の状態に組立てる。	組立てに伴う調整及び給油脂を含む。
	5 機能・性能試験	事業所及び製造業者が規定する要領により、機能・性能が本来の状態に回復したかを試験する。	機能・性能試験結果報告書を作成する。
	6 塗装・防せい処置	調達要領指定書によって指定する場合に実施する。	－
	7 完成検査・包装等	完成検査は、3.2 による。 なお、包装等は、箇条 4 による。	－
注^{a)} 承認された整備診断明細書とは、診断作業終了後、契約の相手方が作成し提出した整備診断明細書の記載内容について契約担当官等が審査及び承認し、必要事項を追記したものをいう。			

表3－整備診断作業表

区分	工程名	作業内容	注記
診断作業	1 入場点検	当該整備品の外観状態を点検する。	—
	2 分解	当該整備品を診断の可能な状態に分解する。	—
	3 洗浄・清掃	スチーム、圧縮空気、洗油によって洗浄し、付着している泥土、油脂を除去し、清掃する。	—
	4 診断	目視、測定機器、器具によって摩耗、損傷の状態を点検計測し、部品の交換、補充又は修正の可否を判定する。	異常がある場合は、故障部位を特定し、整備診断明細書を作成・提出する。
整備作業	5 修理	承認された整備診断明細書 ^{a)} に基づき、修理する。	打こん、まくれ、曲がりの軽易な修正作業を含む。
	6 組立て	当該整備品を元の状態に組立てる。	組立てに伴う調整及び給油脂を含む。
	7 機能・性能試験	事業所及び製造業者が規定する要領により、機能・性能が本来の状態に回復したかを試験する。	機能・性能試験結果報告書を作成する。
	8 塗装・防せい処置	調達要領指定書によって指定する場合に実施する。	—
	9 完成検査・包装等	完成検査は、3.2による。 なお、包装等は、箇条4による。	—
注^{a)} 承認された整備診断明細書とは、診断作業終了後、契約の相手方が作成し提出した整備診断明細書の記載内容について契約担当官等が審査及び承認し、必要事項を追記したものをいう。			

表4－電子器材等診断作業表

区分	工程名		作業内容	注記
診断作業	1	入場点検	当該整備品の外観状態及び機能を点検する。	—
	2	分解	当該整備品を診断が可能な構成単位に分解する。	プリント基板などは分解しない。
	3	洗浄・清掃	薬液、圧縮空気によって洗浄し付着している、ほこり、油脂、カーボン、錆を除去・清掃する。	—
	4	診断	感応、測定機器によって、部品交換、補充又は修正の要否を測定する。この場合、点検計測に必要な不良部品の一時交換、仮付けなどを含む。	異常がある場合は、故障部位を特定する。
	5	組立て	当該整備品を元の状態に組立てる。	—
	6	包装等	箇条4による。	整備診断明細書を作成・提出する。

表5－電子器材等整備作業表

区分	工程名		作業内容	注記
整備作業	1	入場点検	当該整備品の外観状態を点検する。	—
	2	分解	承認された整備診断明細書 ^{a)} に基づき、修理可能な状態に分解する。	—
	3	修理	1 承認された整備診断明細書 ^{a)} に基づき、修理する。 2 修理作業に伴う調整、また、必要に応じて防湿、防震、固定などの処置を施す。	打こん、まくれ、曲がりの軽易な修正作業を含む。
	4	組立て	当該整備品を元の状態に組立てる。	組立てに伴う調整及び給油脂を含む。
	5	機能・性能試験	事業所及び製造業者が規定する要領により、機能・性能が本来の状態に回復したかを試験する。	機能・性能試験結果報告書を作成する。
	6	塗装・防せい処置	調達要領指定書によって指定する場合に実施する。	—
	7	完成検査・包装等	完成検査は、3.2による。 なお、包装等は、箇条4による。	—

注^{a)} 承認された整備診断明細書とは、診断作業終了後、契約の相手方が作成し提出した整備診断明細書の記載内容について契約担当官等が審査及び承認し、必要事項を追記したものをいう。

表6－電子器材等整備診断作業表

区分	工程名		作業内容	注記
診断作業	1	入場点検	当該整備品の外観状態及び機能を点検する。	—
	2	分解	当該整備品を診断が可能な構成単位に分解する。	プリント基板などは分解しない。
	3	洗浄・清掃	薬液、圧縮空気によって洗浄し付着している、ほこり、油脂、カーボン、錆を除去・清掃する。	—
	4	診断	感応、測定機器によって、部品交換、補充又は修正の可否を測定する。この場合、点検計測に必要な不良部品の一時交換、仮付けなどを含む。	異常がある場合は、故障部位を特定し、整備診断明細書を作成・提出する。
整備作業	5	修理	1 承認された整備診断明細書 ^{a)} に基づき、修理する。 2 修理作業に伴う調整、また、必要に応じて防湿、防震、固定などの処置を施す。	打こん、まくれ、曲がりの軽易な修正作業を含む。
	6	組立て	当該整備品を元の状態に組立てる。	組立てに伴う調整及び給油脂を含む。
	7	機能・性能試験	事業所及び製造業者が規定する要領により、機能・性能が本来の状態に回復したかを試験する。	機能・性能試験結果報告書を作成する。
	8	塗装・防せい処置	調達要領指定書によって指定する場合に実施する。	—
	9	完成検査・包装等	完成検査は、3.2による。 なお、包装等は、箇条4による。	—
注 a) 承認された整備診断明細書とは、診断作業終了後、契約の相手方が作成し提出した整備診断明細書の記載内容について契約担当官等が審査及び承認し、必要事項を追記したものをいう。				

表7－提出書類

番号	名称	提出時期	部数	注記
1	整備診断明細書	診断作業後、速やかに提出	各器材1部	様式は、社内商慣習による。
2	機能・性能試験結果報告書	試験を実施した場合及び完成検査時に提出	各器材1部	
3	医療機器修理業の許可証の写し	契約後、官側が求めた場合、速やかに提出	1	—

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調達要求番号	6 R W 9 1 A 4 0 0 2 3
	調達要求年月日	令和 8 年 7 月 2 8 日
	作 成 部 課	衛生資材部衛生資材課
	作 成 年 月 日	令和 8 年 7 月 2 3 日
品 名	内視鏡システム、ビデオスコープ式、 耳鼻咽喉・胸腔・腹腔・泌尿器用の整備	
仕様書番号	阪神病M-T 5 2 0 0 0 1	

指定事項：

2.3 整備の作業方式

b) 整備の作業方式は、整備作業方式とする。

2.4 整備対象品目及び数量

品目		製造メーカー	製造番号	数量
内視鏡システム、ビデオ スコープ式、耳鼻咽喉・ 胸腔・腹腔・泌尿器用 (付属品)	耳鼻科スコープ ENP-VH	オリンパスマ ーケティング 株式会社	7 1 3 1 5 1 9	1

2.7 整備実施場所

整備実施場所は、契約の相手方が指定する場所とする。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号		仕 様 書 番 号
医療機器の外注整備	阪神病M-T520001	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	令和 7年 3月 3日
	変 更	年 月 日
	作成部隊等名	自 衛 隊 阪 神 病 院

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊阪神病院において実施する医療機器の外注整備について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z500002による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応
共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）（以下“薬機法”という。）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

2 整備に関する要求

2.1 一般的要求事項

a) この整備は、GLT-CG-Z500002の2.1によるほか、薬機法第40条の2で示す医療機器の修理業の許可を受けた者（以下“事業所”という。）もしくは、整備対象品目の製造業者が実施する。

b) サプライチェーン・リスク対応は、GLT-CG-Z000009の2.2による。

2.2 整備の種類

整備の種類は、GLT-CG-Z500002の2.2 b)に示す“修理”とする。

2.3 整備の作業方式

整備の作業方式は、次とし、その適用区分は、調達要領指定書によって指定する。

a) 診断作業方式

b) 整備作業方式

c) 整備診断作業方式

2.4 整備対象品目及び数量

整備対象品目及び数量は、調達要領指定書によって指定する。

2.5 整備要領など

2.5.1 電子器材等を除く整備品

電子器材等を除く整備品は、次による。

- a) 診断作業方式は、表1による。
- b) 整備作業方式は、表2による。
- c) 整備診断作業方式は、表3による。

2.5.2 電子器材等の整備品

電子器材等の整備品は、次による。

- a) 診断作業方式は、表4による。
- b) 整備作業方式は、表5による。
- c) 整備診断作業方式は、表6による。

2.6 修理基準

修理基準は、当該整備品の取扱説明書とし、修理基準表を作成する場合の作成要領は、GLT-CG-Z500002の附属書Dによる。

2.7 整備実施場所

実施場所は、調達要領指定書に指定する場合を除き、“自衛隊阪神病院”とする。

2.8 部品・副資材

部品及び副資材は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.9による。

2.9 交換済部品などの処置

調達要領指定書に指定する場合を除き、契約の相手方で処分する。

2.10 機能・性能

機能及び性能は、医療安全上問題がなく、整備対象品目本来の機能及び性能を満足させなければならない。

2.11 整備作業間の作業中止事項

整備作業間の作業中止事項については、調達要領指定書に指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.14 a)及びc)もしくは、d)による。

3 品質保証

3.1 試験

試験は、修理基準によるほか、GLT-CG-Z000001の3.1による。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、GLT-CG-Z000001の3.2による。

4 出荷条件

出荷条件は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表7とする。

5.2 保証期間

保証期間は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、完成検査合格のときから3か月とする。

5.3 整備実施場所への立入りなど

整備実施場所への立入りなどは、“秘密保全に関する訓令”に基づき適切に対応するほか、調達要領指定書で示す監督官の許可を得ること。

5.4 個人情報の保護

契約の相手方は、整備実施のために知り得た患者の保護すべき個人情報の取扱いに当たっては、“個人情報の保護に関する法律”に基づき適切に取扱う。

5.5 輸送

整備実施のために整備対象品目の輸送が必要な場合は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が担任する。

5.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

表1－診断作業表

区分	工程名	作業内容	注記
診断作業	1 入場点検	当該整備品の外観状態を点検する。	－
	2 分解	当該整備品を診断の可能な状態に分解する。	－
	3 洗浄・清掃	スチーム、圧縮空気、洗油によって洗浄し、付着している泥土、油脂を除去し、清掃する。	－
	4 診断	目視、測定機器、器具によって摩耗、損傷の状態を点検計測し、部品の交換、補充又は修正の可否を判定する。	異常がある場合は、故障部位を特定する。
	5 組立て	当該整備品を元の状態に組立てる。	－
	6 包装等	箇条 4 による。	整備診断明細書を作成・提出する。

表2－整備作業表

区分	工程名	作業内容	注記
整備作業	1 入場点検	当該整備品の外観状態を点検する。	－
	2 分解	承認された整備診断明細書 ^{a)} に基づき、修理可能な状態に分解する。	－
	3 修理	承認された整備診断明細書 ^{a)} に基づき、修理する。	打こん、まくれ、曲がりの軽易な修正作業を含む。
	4 組立て	当該整備品を元の状態に組立てる。	組立てに伴う調整及び給油脂を含む。
	5 機能・性能試験	事業所及び製造業者が規定する要領により、機能・性能が本来の状態に回復したかを試験する。	機能・性能試験結果報告書を作成する。
	6 塗装・防せい処置	調達要領指定書によって指定する場合に実施する。	－
	7 完成検査・包装等	完成検査は、3.2 による。 なお、包装等は、箇条 4 による。	－
注^{a)} 承認された整備診断明細書とは、診断作業終了後、契約の相手方が作成し提出した整備診断明細書の記載内容について契約担当官等が審査及び承認し、必要事項を追記したものをいう。			

表3－整備診断作業表

区分	工程名	作業内容	注記
診断作業	1 入場点検	当該整備品の外観状態を点検する。	—
	2 分解	当該整備品を診断の可能な状態に分解する。	—
	3 洗浄・清掃	スチーム、圧縮空気、洗油によって洗浄し、付着している泥土、油脂を除去し、清掃する。	—
	4 診断	目視、測定機器、器具によって摩耗、損傷の状態を点検計測し、部品の交換、補充又は修正の要否を判定する。	異常がある場合は、故障部位を特定し、整備診断明細書を作成・提出する。
整備作業	5 修理	承認された整備診断明細書 ^{a)} に基づき、修理する。	打こん、まくれ、曲がりの軽易な修正作業を含む。
	6 組立て	当該整備品を元の状態に組立てる。	組立てに伴う調整及び給油脂を含む。
	7 機能・性能試験	事業所及び製造業者が規定する要領により、機能・性能が本来の状態に回復したかを試験する。	機能・性能試験結果報告書を作成する。
	8 塗装・防せい処置	調達要領指定書によって指定する場合に実施する。	—
	9 完成検査・包装等	完成検査は、3.2による。 なお、包装等は、箇条4による。	—
注^{a)} 承認された整備診断明細書とは、診断作業終了後、契約の相手方が作成し提出した整備診断明細書の記載内容について契約担当官等が審査及び承認し、必要事項を追記したものをいう。			

表4－電子器材等診断作業表

区分	工程名	作業内容	注記
診断作業	1 入場点検	当該整備品の外観状態及び機能を点検する。	—
	2 分解	当該整備品を診断が可能な構成単位に分解する。	プリント基板などは分解しない。
	3 洗浄・清掃	薬液，圧縮空気によって洗浄し付着している，ほこり，油脂，カーボン，錆を除去・清掃する。	—
	4 診断	感応，測定機器によって，部品交換，補充又は修正の可否を測定する。この場合，点検計測に必要な不良部品の一時交換，仮付けなどを含む。	異常がある場合は，故障部位を特定する。
	5 組立て	当該整備品を元の状態に組立てる。	—
	6 包装等	箇条 4 による。	整備診断明細書を作成・提出する。

表5－電子器材等整備作業表

区分	工程名	作業内容	注記
整備作業	1 入場点検	当該整備品の外観状態を点検する。	—
	2 分解	承認された整備診断明細書 ^{a)} に基づき，修理可能な状態に分解する。	—
	3 修理	1 承認された整備診断明細書 ^{a)} に基づき，修理する。 2 修理作業に伴う調整，また，必要に応じて防湿，防震，固定などの処置を施す。	打こん，まくれ，曲がりの軽易な修正作業を含む。
	4 組立て	当該整備品を元の状態に組立てる。	組立てに伴う調整及び給油脂を含む。
	5 機能・性能試験	事業所及び製造業者が規定する要領により，機能・性能が本来の状態に回復したかを試験する。	機能・性能試験結果報告書を作成する。
	6 塗装・防せい処置	調達要領指定書によって指定する場合に実施する。	—
	7 完成検査・包装等	完成検査は，3.2 による。 なお，包装等は，箇条 4 による。	—

注^{a)} 承認された整備診断明細書とは，診断作業終了後，契約の相手方が作成し提出した整備診断明細書の記載内容について契約担当官等が審査及び承認し，必要事項を追記したものをいう。

表6－電子器材等整備診断作業表

区分	工程名		作業内容	注記
診断作業	1	入場点検	当該整備品の外観状態及び機能を点検する。	—
	2	分解	当該整備品を診断が可能な構成単位に分解する。	プリント基板などは分解しない。
	3	洗浄・清掃	薬液、圧縮空気によって洗浄し付着している、ほこり、油脂、カーボン、錆を除去・清掃する。	—
	4	診断	感応、測定機器によって、部品交換、補充又は修正の可否を測定する。この場合、点検計測に必要な不良部品の一時交換、仮付けなどを含む。	異常がある場合は、故障部位を特定し、整備診断明細書を作成・提出する。
整備作業	5	修理	1 承認された整備診断明細書 ^{a)} に基づき、修理する。 2 修理作業に伴う調整、また、必要に応じて防湿、防震、固定などの処置を施す。	打こん、まくれ、曲がりの軽易な修正作業を含む。
	6	組立て	当該整備品を元の状態に組立てる。	組立てに伴う調整及び給油脂を含む。
	7	機能・性能試験	事業所及び製造業者が規定する要領により、機能・性能が本来の状態に回復したかを試験する。	機能・性能試験結果報告書を作成する。
	8	塗装・防せい処置	調達要領指定書によって指定する場合に実施する。	—
	9	完成検査・包装等	完成検査は、3.2による。 なお、包装等は、箇条4による。	—
注 ^{a)} 承認された整備診断明細書とは、診断作業終了後、契約の相手方が作成し提出した整備診断明細書の記載内容について契約担当官等が審査及び承認し、必要事項を追記したものをいう。				

表7－提出書類

番号	名称	提出時期	部数	注記
1	整備診断明細書	診断作業後、速やかに提出	各器材1部	様式は、社内商慣習による。
2	機能・性能試験結果報告書	試験を実施した場合及び完成検査時に提出	各器材1部	
3	医療機器修理業の許可証の写し	契約後、官側が求めた場合、速やかに提出	1	—

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調達要求番号	6 R W 9 1 A 4 0 0 2 3
	調達要求年月日	令和 8 年 7 月 2 8 日
	作 成 部 課	衛生資材部衛生資材課
	作 成 年 月 日	令和 8 年 7 月 2 3 日
品 名	内視鏡システム、ビデオスコープ式、 耳鼻咽喉・胸腔・腹腔・泌尿器用の整備	
仕様書番号	阪神病M-T 5 2 0 0 0 1	

指定事項：

2.3 整備の作業方式

b) 整備の作業方式は、整備作業方式とする。

2.4 整備対象品目及び数量

品 目		製造メーカー	製造番号	数量
内視鏡システム、ビデオ スコープ式、耳鼻咽喉・ 胸腔・腹腔・泌尿器用 (付属品)	耳鼻科スコープ ENP-VH	オリンパスマ ーケティング 株式会社	7 1 3 1 5 1 9	1

2.7 整備実施場所

整備実施場所は、契約の相手方が指定する場所とする。

官側使用欄	資格決定通知書の受領の有無	有	無
	その他提出書類の受領の有無	有	無
	郵便入札受領の有無	有	無
	委任状受領の有無	有	無
	備考		